

## 第2章 不当労働行為の審査

### 第1節 不当労働行為の審査の概況

#### 1 取扱概況

##### (1) 取扱件数

令和4年中に取り扱った不当労働行為事件は441件で、このうち前年からの繰越事件が358件、新規係属事件が83件であった（資料<統計表>第22表）。

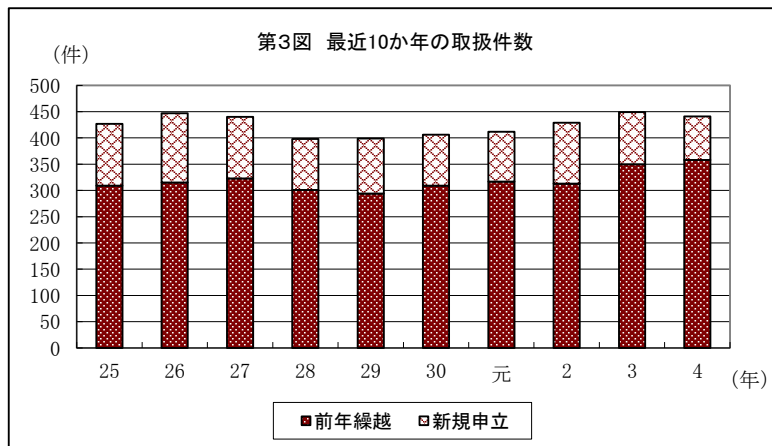
##### (2) 対前年比較

前年に比べて、取扱件数は8件減少し、新規係属件数は16件減少した。

##### (3) 最近の取扱状況比較

最近10年間をみると、取扱件数は420件程度、新規係属件数は100件程度で推移している（第3図）。

なお、令和4年の新規係属事件83件のうち、合同労組関連事件数は60件で、72.3%を占めている。

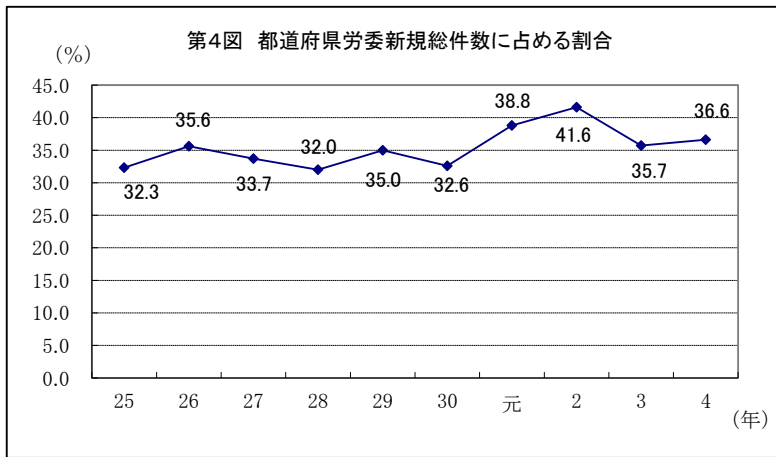


## 2 新規係属状況

### (1) 全国都道府県労委の新規係属総件数に占める割合

令和4年の全国都道府県労委の新規係属総件数は227件であった。

当委員会の新規係属件数83件を全国比で見ると、36.6%となっている（第4図、資料〈統計表〉第23表）。



### (2) 申立人

#### ア 申立人別係属状況

申立人別では、「当該組合からの申立」が68件（81.9%）で最も多く、次いで「組合・上部組合」が8件（9.6%）となっている（資料〈統計表〉第24表）。

#### イ 加盟上部団体系統別係属状況

組合申立て81件の上部団体加盟の有無をみると、加盟しているものが58件（71.6%）、加盟していないものが23件（28.4%）となっている（資料〈統計表〉第28表）。

上部団体に加盟している組合を系統別にみると、連合系35件（60.3%）、全労連系10件（17.2%）、全労協系を含むその他13件（22.4%）となっている。（資料〈統計表〉第29表）。

### (3) 別組合の併存状況

組合申立て81件について、同一企業内に併存する組合の有無をみると、「有」16件（19.8%）、「無（不明を含む）」65件（80.2%）となっている（資料＜統計表＞第27表）。

#### (4) 被申立人

新規係属事件について、雇用契約の直接の当事者でない者が救済申立ての相手方とされている等の事情が窺われる事件がある。

業務委託契約を締結した会社を被申立人とする事件・・・4件  
親会社を被申立人とする事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・5件  
派遣先の会社を被申立人とする事件・・・・・・・・・・・・・・・・2件  
出向先の会社を被申立人とする事件・・・・・・・・・・・・・・・・1件  
合併先とする会社を被申立人とする事件・・・・・・・・・・・・1件

#### (5) 従業員規模別係属状況

従業員規模別にみると、「49人以下」が21件（25.3%）で最も多く、次いで、「1000人以上」が20件（24.1%）となっている。

従業員299人以下の中小企業に係る救済申立ては40件（48.2%）となっている（資料＜統計表＞第26表）。

#### (6) 産業別係属状況

産業別にみると、「製造業」、「教育・学習支援業」及び「サービス業」が11件（13.3%）と最多で、「卸売・小売業」及び「医療・福祉」が9件（10.8%）と続いている（資料＜統計表＞第31表）。

#### (7) 労働組合法第7条該当号別係属状況

申立内容を労働組合法第7条の該当号別でみると、使用者の行為が「2号に該当」が67件（80.7%）で最も多く、次いで「3号に該当」が32件（38.6%）、「1号に該当」が31件（37.3%）となっている（資料＜統計表＞第30表）。

#### (8) 調整における打切・取下後の不当労働行為救済申立て

新規係属事件83件のうち、当委員会の調整における打切・取下後に同一事案に係る不当労働行為救済申立てのなされた事件が8件あった。これらの事件の調整における調整内容は、解雇や雇止めの問題などに係る団交促進であった。

### 3 審査状況

#### (1) 審問等実施状況

令和4年の当委員会における審査等の実施状況をみると、「調査」695回、「審問」37回、「和解」1回、「その他（立会団交、事情聴取、打合せ等）」228回となっている。（資料＜統計表＞第33表）。

#### (2) 当事者の追加

令和4年に、申立書に当初記載されていた者の他に、当事者が追加された事件は4件であった。

#### (3) 申立ての承継

令和4年に、申立人の死亡等により申立てが承継された事件はなかった。

#### (4) 公益委員の除斥・忌避

令和4年に、公益委員の忌避の申立てがされた事件は3件であり、忌避の必要はないと判断され、終結した。

#### (5) 審査の実効確保の措置申立て

##### ア 申立状況

令和4年には当事者から審査の実効確保の措置申立てが15件あり、うち労働者側からの申立てが14件、使用者側からの申立てが1件であった。

##### イ 措置

上記申立てについて、令和5年1月末現在、労働委員会規則第40条の定めによる勧告を行ったものはなく、文書による要望を行ったものが4件、口頭による要望を行ったものが4件あった（第2表、資料＜統計表＞第38表）。

第2表 審査の実効確保の措置申立て・措置一覧

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容（要旨）
		措置年月日		措置内容
1	2不40	4.2.16	使	<p>組合は、命令が出るまでの間、自ら又は組合員、支援者等の第三者をして以下1ないし3の行為によって会社の業務を妨害し、又はその名誉・信用を毀損する行為をし、若しくはさせてはならない。</p> <p>① 東京都「拡声器による暴騒音の規制に関する条例」第3条の「暴騒音」により、会社に関する街宣活動を行うこと。</p> <p>② 会社の取引先において、会社との取引をやめるよう演説を行い、又はシュプレヒコールをすること。</p> <p>③ 会社が実施している警備業務に問題がないにもかかわらず、あたかも会社が実施している警備業務に問題があり、会社が提供する警備業では施設利用者の安全を守ることができないとの印象を第三者に対して与える演説を行い、又はシュプレヒコールをすること。</p>
		-		4年8月24日、本案が終結した（一部救済）。

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容（要旨）
		措置年月日		措置内容
2	3 不 22	4. 2. 24	労	組合員 X に対して勤務時間の不利益変更や懲戒解雇を含む懲戒処分をしてはならない。
		4. 3. 10		三者委員は、当事者双方に対し、要望書を交付した。
3	31 不 21	4. 2. 28	労	3 年 9 月 27 日、被申立人が組合員 X に対してなした懲戒処分（4 年 4 月からの定期昇給停止を含む）を撤回すること。
		4. 4. 14		三者委員は、当事者双方に対し、口頭で要望を行った。
4	4 不 13	4. 3. 23	労	① 会社及び同社代表取締役は、組合員 X に対して、会社名入りの封筒を自宅に直接投函したり、郵送したりしないこと。 ② 組合員 X に係る日報の改変や現状の変更を行わないこと。
		-		4 年 10 月 14 日、本案が終結した（関与和解）。
5	4 不 13	4. 4. 25	労	① 組合員 X の東京工場における業務を警備・誘導業務から元の出荷・ピッキング業務に直ちに転換すること。 ② 組合員 X の業務内容等を変更する場合は、申立人らと協議の上決定すること。
		4. 6. 9		三者委員は、当事者双方に対し、口頭で要望を行った。

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容（要旨）
		措置年月日		措置内容
6	4 不 32	4. 6. 6	労	和解成立又は命令発出までの間、4年4月28日に行った「平成25年8月30日付協定書」解約予約通知を強行しないこと。
		4. 8. 2		三者委員は、当事者双方に対し、要望書を交付した。
7	4 不 43	4. 7. 27	労	団体交渉の申入れを無視し、組合との団体交渉の前に開催する臨時総会の採決をもって、組合の要求を拒否しないこと。
		4. 10. 27		三者委員は、当事者双方に対し、口頭で要望を行った。
8	4 不 37	4. 8. 26	労	① 5年3月末で雇止め予定の研究系職員に対して行った、研究に必要な資産・設備等の整理・撤去の指示を撤回すること。 ② 上記の指示をしていないのであれば、その旨を公表・周知すること。
		4. 9. 20		三者委員は、当事者双方に対し、要望書を交付した。
9	4 不 37	4. 8. 26	労	通算契約期間の10年上限撤廃の今年度実施に向けて、組合らと協議すること。上記の協議をしない場合は、今年度末に10年上限による雇止めをしないこと。

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容（要旨）
		措置年月日		措置内容
10	4 不 56	4. 9. 26	労	<p>① 4 年 10 月 1 日から実施予定の、職務等級制度の見直し及びそれに伴う給料表の見直しを行わないこと。</p> <p>② 4 年 10 月 1 日から実施予定の、役員手当の再編を行わないこと。</p>
11	4 不 52	4. 9. 28	労	<p>① 組合員Xに対して、解雇及び配転命令といった人事に関連する意思表示を行わないこと。</p> <p>② 組合員Xに対して、他の労働者と異なる労働条件を科し、差別的取扱いを一切行わないこと。</p> <p>③ 組合員Xに対して、直接交渉や強迫をせず、労働条件に係る全ての事案について、必ず組合を通すこと。</p>
12	4 不 43	4. 10. 4	労	組合からの団体交渉の要求事項を無視し、団体交渉の開始前に組合員Xに対して懲戒解雇をしないこと。
		4. 10. 27		三者委員は、当事者双方に対し、口頭で要望を行った。



	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容（要旨）
		措置年月日		措置内容
13	4不5	4.10.5	労	① 本案の審査手続中に、組合らに対する不当な妨害や組合活動を委縮させる行為を行わないとともに、団体交渉に誠実に応ずること。 ② 組合員に対して、いかなる不当労働行為も行わないこと。
14	4不60	4.10.21	労	組合員Xの定年後の再雇用条件についての交渉が妥結に至るまで組合員Xを定年前と同じ処遇で雇用継続すること。
		5.10.28		三者委員は、当事者双方に対し、要望書を交付した。
15	4不49	4.11.30	労	本件につき委員会が命令を出すまでの間、申立人の組合員Xに対して4年10月20日に行った、被申立人Y1が被申立人Y2を介して組合員に発注してきた仕事の打ち切りを撤回し、従前どおりの発注を行わなければならない。

#### (6) 物件提出命令

令和4年に物件提出命令の申立てがされた事件は10件であり、命令の必要がないと判断され終結した。

前年から繰り越された事件は3件であり、うち2件は命令の必要がないと判断され終結し、1件は令和4年12月末現在係属中である。

#### (7) 証人等出頭命令

令和4年に証人等出頭命令の申立てがされた事件はなかった。

(8) 審査の期間の目標達成状況

ア 審査の期間の目標

原則として1年6か月とする（平成20年1月1日から実施。  
 なお、17年1月1日から19年12月31日までは目標期間を2年と  
 していた。）。

イ 目標の達成状況

平成20年1月1日以降の新規申立事件1,613件のうち、令和4  
 年12月末までに終結した事件は1,374件であり、このうち1年6  
 か月以内で終結したものは927件であった。また、終結事件1,374  
 件に係る平均処理日数は451.4日であった（第3・4表）。

第3表 新規申立・終結状況（20年1月1日以降）

	新規 申立	終結状況				終結計	未終結	
		取下・和解			命令・ 決定		うち1年 6か月 経過	
		取下	和解	計				
件数(件)	1,613	212	873	1085	289	1,374	239	132
平均処理 日数(日)	—	349.6	344.2	345.3	849.7	451.4	—	—

第4表 終結事件の処理日数別内訳

	取下・和解			命令・ 決定	終結計
	取下	和解	計		
6か月以内	81	309	390	0	390
6か月超～1年以内	46	261	307	8	315
1年超～1年6か月以内	45	141	186	36	222
1年6か月以内計	172	711	883	44	927
1年6か月超	40	162	202	245	447

《参考》 審査の期間の目標を2年としていた時期の新規申立事件の処理状況(17年1月1日から19年12月末までの新規申立て)

審査の期間の目標を2年としていた時期(17年1月1日(改正労働組合法施行日)から19年12月末まで)の新規申立事件の処理状況は、以下のとおりである。

この間の新規申立事件304件のうち、令和4年12月末までに終結した事件は271件であり、このうち2年以内で終結したものは207件であった。また、終結事件271件に係る平均処理日数は528.6日であった。

(参考-1表) 新規申立・終結状況

	新規申立	終結状況				終結計	未終結
		取下・和解			命令・決定		
		取下	和解	計			
件数(件)	304	29	183	212	59	271	33
平均処理日数(日)	—	359.0	468.0	453.1	800.0	528.6	—

(参考-2表) 終結事件の処理日数別内訳

	取下・和解			命令・決定	終結計
	取下	和解	計		
6か月以内	13	38	51	0	51
6か月超～1年以内	8	51	59	6	65
1年超～1年6か月以内	2	46	48	9	57
1年6か月越～2年以内	2	20	22	12	34
2年以内計	25	155	180	27	207
2年超	4	28	32	32	64

#### 4 終結状況

##### (1) 終結件数・終結率

令和4年の取扱件数441件のうち、75件が終結した。終結件数は前年に比べて16件減少した（資料＜統計表＞第22表）。

##### (2) 終結区分

終結した75件について、終結区分をみると、命令・決定件数は18件となっており、その内訳は、「全部救済」4件、「一部救済」8件、「棄却」5件、「却下」1件である。また、命令・決定以外では、「関与和解」31件、「無関与和解」13件、「取下」13件となっている（資料＜統計表＞第22表）。

##### (3) 所要日数

ア 所要日数区分別の状況

終結区分別にみた所要日数の分布状況は、第5表に示すとおりである。

第5表 終結事件所要日数区分分布

終結区分 日数	総数	全部救済	一部救済	棄却	却下	関与和解	無関与和解	取下
総数	75	4	8	5	1	31	13	13
49日以内	1	-	-	-	-	-	1	-
50～99日	2	-	-	-	-	-	2	-
100～299日	19	-	-	-	-	12	4	3
300～499日	9	-	-	-	-	6	-	3
500～699日	17	1	1	-	1	6	3	5
700～999日	11	2	2	2	-	2	2	1
1000～1499日	12	1	4	1	-	4	1	1
1500日以上	4	-	1	2	-	1	-	-

イ 所要日数の平均・最短・最長

終結までに要した日数の平均・最短・最長は第6表に示すとおりである。令和4年の終結事件に係る平均所要日数は、642.0日となっている。

第6表 終結事件所要日数平均・最短・最長

終結 区分	所要 日数	平均	最短	最長	件数
総数		642.0	17	1,954	75
全部救済		927.5	630	1,254	4
一部救済		1059.5	510	1,701	8
棄却		1221.0	724	1,817	5
却下		670.0	670	670	1
関与和解		555.1	111	1,954	31
無関与和解		405.5	17	1,118	13
取下		516.3	129	1,029	13

5 不服申立ての状況

令和4年中に当委員会が発した命令・決定書数は16本であった。なお、命令・決定による終結事件数は18件である。

これに対して、再審査あるいは行政訴訟が提起されたものは令和5年1月末現在12本となっており、命令・決定に対する不服申立率は75.0%であった（第7・8表）。

第7表 命令・決定の不服申立状況

区 分	本 数
命 令 ・ 決 定 書	16
不服申立数	14
再審査申立て	12
労働者側	4
使用者側	6
双方	2
行政訴訟提起	2
労働者側	0
使用者側	2
不服申立率	75.0

(注)不服申立率＝(再審査申立て又は行政訴訟提起があった命令・決定書の本数)÷(命令・決定書総本数)